

第4章

計画の内容

基本目標Ⅰ

男女共同参画の意識づくり

施策１ 男女共同参画に関する理解の促進

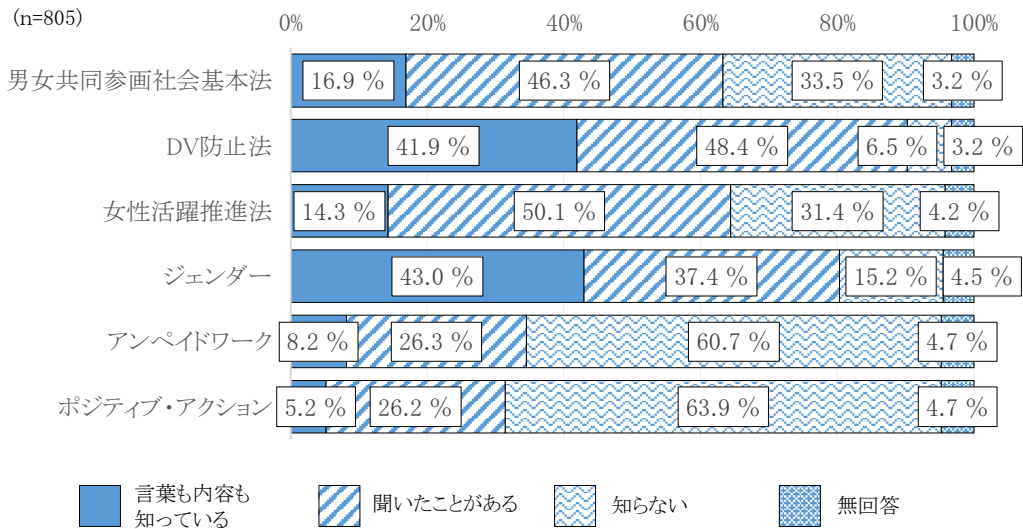
男女共同参画を、すべての人が自らのこととして共感し進めていくことができるように、男女共同参画を推進する意義や目的について理解を促します。

取組項目	担当課
１ 人権尊重の理念に基づいた意識の啓発 すべての人の人権が尊重され、性別、年齢、障害の有無、性的指向・性自認、国籍などによって、困難な状況に置かれることがないように、理解を深めるための意識の啓発を図ります。	女性センター 総務人権推進課 健康長寿課 こども支援課 障害者福祉課 生涯学習スポーツ課
２ 男女共同参画に関する情報提供、啓発、学習支援 男女共同参画に関する図書や資料を収集・提供し、学習支援を行います。また、講座や展示に男女共同参画の視点を取り入れ、理解が深まるよう促します。	女性センター 地域活動推進課 生涯学習スポーツ課
３ 学校における男女平等教育の充実 学校生活においては、個性や発達などに配慮した、ジェンダーにとらわれない学習指導を行い、男女共同参画に対する理解を促します。また、引き続き、すべての小中学校で男女混合名簿を使用します。	学校教育課
４ 性的少数者への理解の促進（新規） 性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるとともに、性的少数者の抱える問題を解消するための啓発などを行います。	女性センター 総務人権推進課

関連データ

【市の意識調査結果】

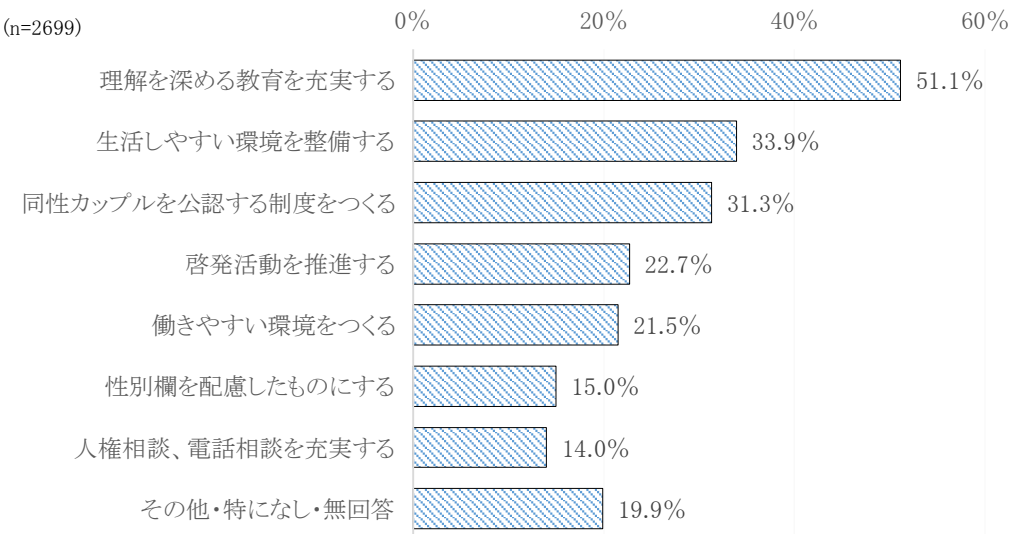
男女共同参画にかかわる言葉・事柄の認知度



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

【埼玉県の意識調査結果】

《質問》性的マイノリティ（LGBT）の人権を守るには、どのようなことが必要だと思いますか。



資料：埼玉県「人権に関する県民意識調査」令和3年3月

施策２ 性別による固定的な役割分担意識の解消

一人ひとりが個性と能力を発揮するために、性別による固定的な役割分担意識の解消を進めます。

取組項目	担当課
５ 制度や慣行の見直しの促進 地域社会の制度や慣行については、目的や経緯があってつくられていても、性別による固定的な役割分担意識に基づくものであれば、見直しや改善につながるよう啓発を図ります。	女性センター
６ メディア・リテラシー向上のための情報提供 インターネット上には、人権を侵害するような性・暴力表現や、性別による固定的な役割分担意識を助長する情報が潜んでいます。こうした情報に対し、疑問を持つことができる視点が備わるよう、児童・生徒に適切な指導や、情報提供などの啓発を行います。	女性センター 学校教育課
７ 市が発信する情報における表現の配慮 市の広報やホームページなどの情報に、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現がないよう配慮するとともに、常に男女共同参画の視点で内容を確認します。	女性センター 秘書広報課

基本目標Ⅱ

女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

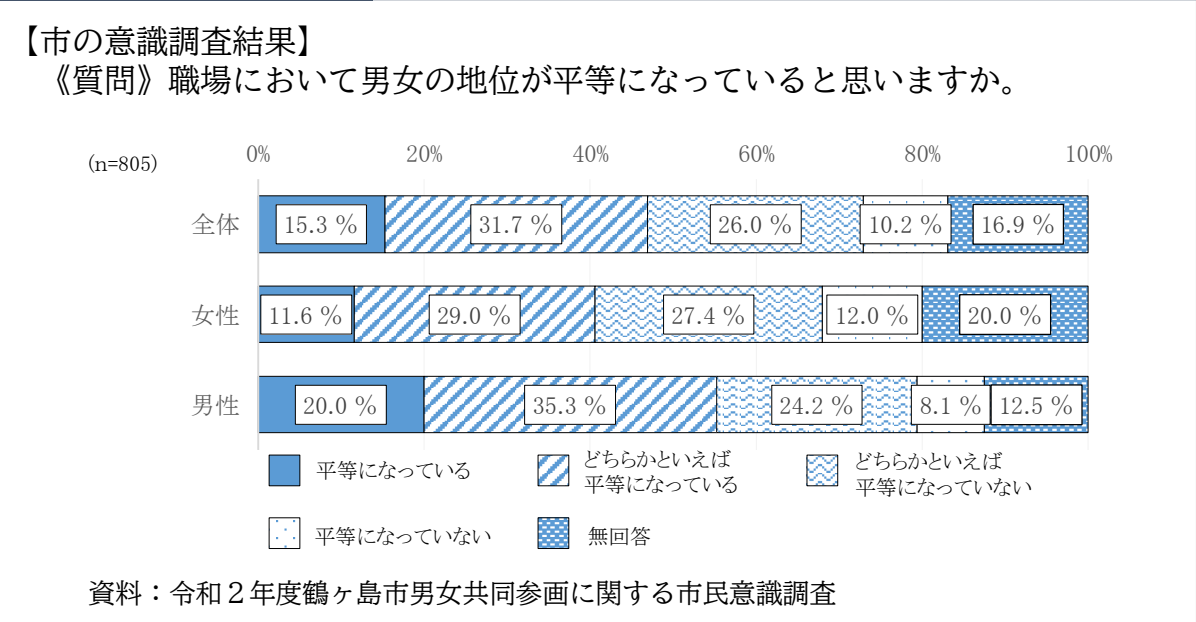
施策3から施策8（取組項目8から取組項目23）までは「鶴ヶ島市女性活躍推進計画」として位置付けます。

施策3 女性活躍推進法の普及啓発

自らの意志によって働き、または働こうとする女性が、個性と能力を十分に発揮して活躍でき、男女が共に多様な生き方を選択できる、豊かで活力あふれる社会の実現を目指します。

取組項目	担当課
8 女性活躍推進法に関する情報提供と法に基づく取組の促進 「女性活躍推進法」の規定による、企業の事業主行動計画に沿った取組を促進します。また、事業主行動計画の策定義務のない従業員100人以下の企業に対し、情報提供を行い、地域全体で女性活躍を推進します。	女性センター

関連データ



施策4 女性が能力を発揮できる環境の整備

男女がともに働きやすく、能力を発揮できる職場づくりに向けて、地域の企業に対する働きかけを行います。

取組項目	担当課
9 職場におけるハラスメント防止対策の促進 ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つけるものであり、社会的に許されない行為です。地域において、ハラスメントのない職場環境を促進し、働く男女が能力を十分に発揮することができるよう、企業や市民に対する啓発を行います。	女性センター
10 ポジティブ・アクション※による男女間格差是正の促進 就業の平等を実現するために、地域の企業に対して、男女の雇用機会および育成・登用に関する格差や、非正規雇用者の賃金や待遇の格差などが是正されるよう、情報提供を行います。	女性センター 産業振興課
11 公共調達※における女性活躍推進取組の反映 女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、価格以外の要素を評価する公共調達のあり方について検討します。	財政課

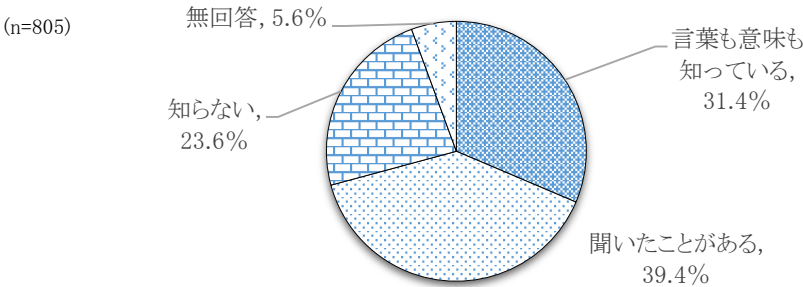
施策5 長時間労働の見直し

男女ともに働きやすい職場を実現するためには、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランスが必要です。一人ひとりが希望する働き方が実現できるよう、啓発を行います。

取組項目	担当課
1 2 ワーク・ライフ・バランスの理解の促進 働きやすい職場環境を実現するには、仕事と生活の調和が非常に大切です。地域の企業や市民に対してワーク・ライフ・バランスの理解が進むよう、啓発活動や講座を行います。	女性センター
1 3 働き方改革に関する情報提供 働く人が健康で豊かな生活を送ることができるよう、地域の企業に対して、長時間労働の抑制、有給休暇取得の促進など、柔軟な働き方を推進している先進企業の取組などに関する情報を提供します。	女性センター

関連データ

【市の意識調査結果】
《質問》あなたは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や意味をご存知ですか。



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策6 さまざまな働き方の普及と支援

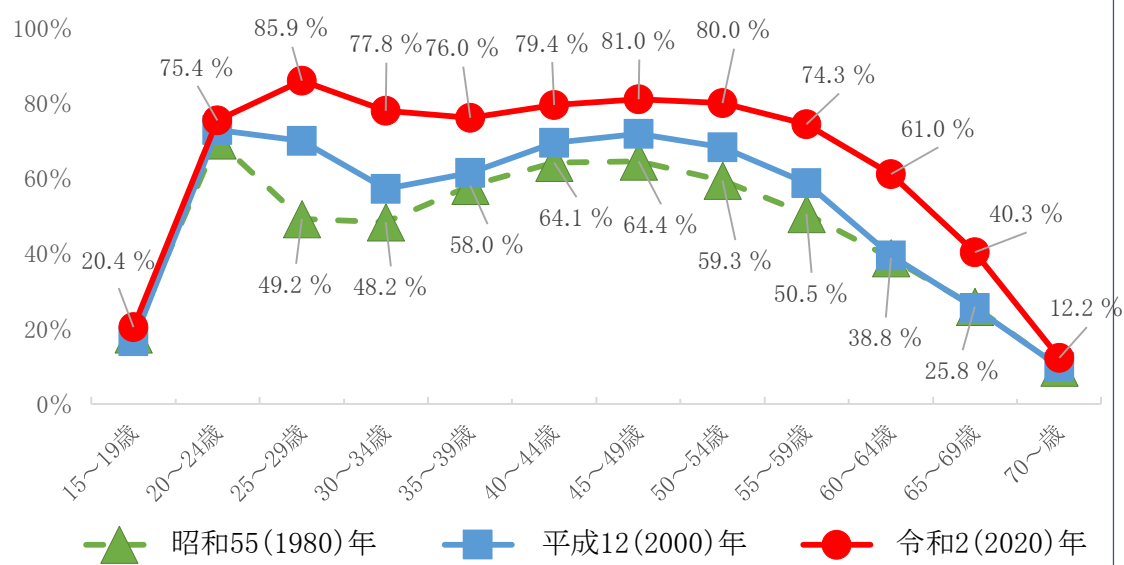
一人ひとりの事情や仕事の内容に応じて、多様な働き方が選択できるよう情報提供を行うとともに、企業に向けて環境整備を促します。また、女性の起業に向けた支援を強化します。

取組項目	担当課
14 多様な働き方を可能にする環境整備 新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークやオンラインによる会議などの場所の制約を受けない働き方が、ようやく普及し始めました。 このような、多様な働き方が可能になる環境整備をさまざまな雇用形態の人に広げている先進企業の取組などの情報を、地域の企業に提供します。	女性センター
15 女性の起業に向けた支援 起業に伴う女性特有の課題を踏まえ、起業のノウハウを学ぶセミナーや情報交換できるイベントを開催するとともに、女性に有利な融資制度などについて情報を収集し提供します。また、本格的な起業への準備や事業の継続につなげる支援を行います。さらに、県、農業協同組合など、関係機関との連携により、女性による農業の担い手育成・支援および6次産業の取組支援を進めます。	女性センター 産業振興課

取組項目	担当課
1 6 女性の再就職に向けた支援 県と連携し、キャリアブランク※に配慮した講座を開催します。 また、ハローワークと連携し、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業とマッチングするための面接会を開催します。	女性センター 産業振興課
1 7 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育 小中学校のキャリア教育および進路に関する助言をする際は、性別によって職業や生き方が制限されないように配慮するとともに、一人ひとりの可能性を的確に把握して、能力を伸ばすことができるような学習の機会を提供します。	女性センター 学校教育課

関連データ

女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：内閣府「令和3年版男女共同参画白書」

施策7 子育て家庭への支援

子育て家庭が、地域や家庭と職場を両立しながら能力を発揮できるよう、環境整備を進めます。

取組項目	担当課
18 子育て情報・相談窓口の充実 子育てについて気軽に相談できる窓口と、家庭訪問事業を充実するとともに、子育てガイドブックの発行などにより、子育て家庭への情報提供を行います。	こども支援課
19 保育環境の整備 さまざまな保育ニーズに対応するため、時間外保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの環境整備を行います。	こども支援課
20 地域における子育て環境の整備 ファミリー・サポート・センターなどの子育て活動を支援するとともに、つどいの広場など親子が地域で気軽につどい交流できる場を整えます。	こども支援課

施策８ 介護が必要な家庭への支援

介護が必要な状態になっても、地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、相談体制とサービスの充実を図ります。また、企業に向けて、介護をしながら働き続けることができる職場環境の整備を促進します。

取組項目	担当課
２１ 相談体制と介護サービスの充実 高齢者に関しては地域包括支援センター、障害がある人に関しては障害者基幹相談支援センターを中心に、相談体制の充実と強化を図ります。 また、施設や在宅での介護が必要な人が、必要なサービスを受けられるよう、サービスの量と質の向上を図ります。	障害者福祉課 介護保険課 健康長寿課
２２ 地域で支える体制の整備とシステムの構築 行政、介護が必要な家族、事業者、ボランティア、自治会や地域支え合い協議会等の地域団体の連携・協力により、高齢や障害により介護が必要な人や家族を、地域で支える体制づくりを進めます。 また、家族の介護を行うケアラーの負担を取り除き、必要なサービスにつなげるための支援を行います。	地域活動推進課 福祉政策課 健康長寿課 障害者福祉課 学校教育課
２３ 介護休暇制度の周知と利用の促進 男女ともに家族の介護を行いながら働き続けることができるよう、介護休暇等の制度を周知し、積極的な活用を促します。 また、介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備について、地域の企業に向けて情報提供します。	女性センター

施策９ 男性の家事・育児・介護への参画支援

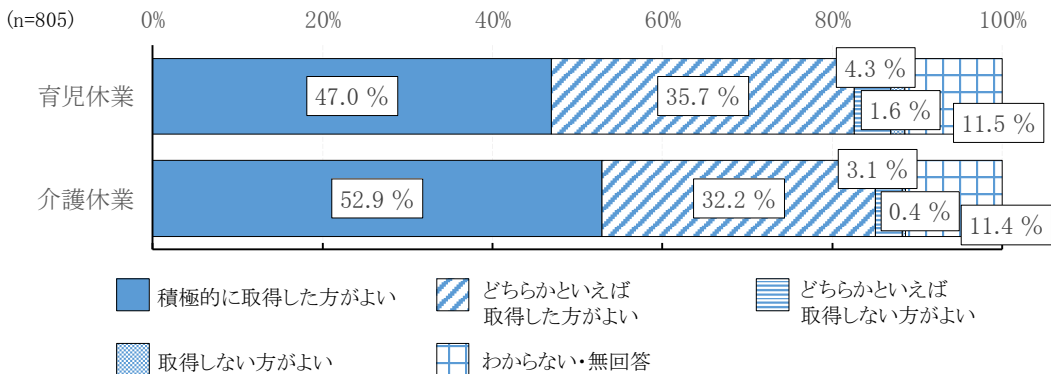
男女とも仕事と家庭の両立を推進するために、男性が家事・育児・介護などに積極的に関わるよう環境整備を推進します。

取組項目	担当課
２４ 男性が参画しやすい環境の整備 男性が、家事・育児・介護に主体的に関わることができるよう、男性を対象とした育児講座、料理教室などを開催し、家事・育児・介護へ参画するための意識の啓発を行います。また、地域の企業に向け、職場環境の改善に関する情報提供を行います。	女性センター こども支援課 保健センター
２５ 生活能力を養う教育の推進 性別にかかわらず、生活を営むために必要となる知識や技術を習得する機会を提供します。また、学校や地域での体験・交流活動の場を充実するとともに、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進します。	学校教育課 生涯学習スポーツ課

関連データ

【市の意識調査結果】

《質問》育児や家庭介護を行うために、法律に基づき育児休業や介護休業を取得できる制度があります。この制度を利用して、男性が育児休業や介護休業を取得することについてどう思いますか。



資料：令和２年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

施策１０ 地域活動への参画促進

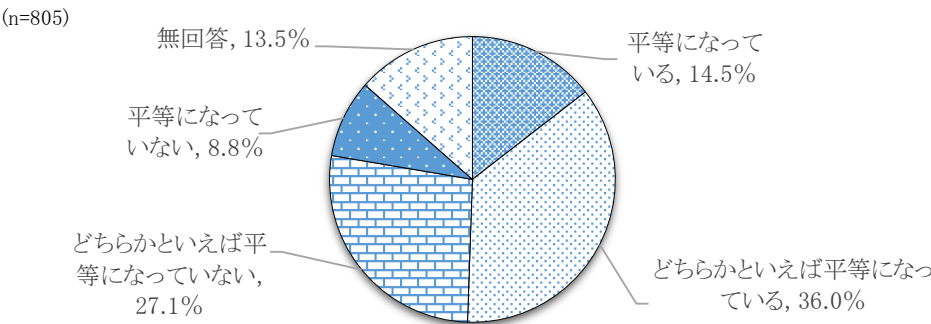
地域で暮らす人びとが互いに支え合い、充実した生活を送ることができるよう、地域課題の解決に向けた活動を支援します。

取組項目	担当課
２６ 地域活動に関する情報の発信 地域の多様な人が地域の課題を共有し地域活動に参加できるよう、地域活動を推進するための学習会やシンポジウムを開催するとともに、市民の活動を発信する機会を設けるなど地域活動の情報共有を図ります。	地域活動推進課
２７ 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動の支援 防犯、防災、子育て、高齢化などのさまざまな地域課題の解決につながるよう、地域の人びとの連携・協働を進めるためのコーディネート機能を強化します。また、自治会やＰＴＡなどの地域活動の場における女性の参画が進むよう、意識の啓発を行います。	地域活動推進課

関連データ

【市の意識調査結果】

《質問》自治会やＰＴＡ活動などの地域生活の場で、男女の地位が平等になっていると思いますか。



資料：令和２年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標Ⅲ

すこやかで安心できる安全な暮らしの実現

施策１１から施策１４（取組項目２８から取組項目３８）までは、「鶴ヶ島市DV対策基本計画」として位置付けます。

施策１１ DVに関する正しい理解の普及

DVなどのあらゆる暴力は、個人の尊厳を傷つける許されない行為であり、それが社会的な問題であるという認識を共有するための啓発活動を推進します。

取組項目	担当課
２８ DVが人権侵害であり犯罪であることの周知徹底 DVは、人権を著しく侵害する重大な犯罪行為です。家庭内で発生しやすいことから、被害が潜在化する傾向にあり、児童虐待が併発していることもあります。このような暴力を根絶するために、社会全体で考えられるように周知を行います。	女性センター
２９ 若年層へのDV予防啓発の推進 近年では、デートDVや、SNSなどを悪用した新たな暴力などがみられます。このような暴力の予防教育を進めるとともに、インターネットの危険性と適切な利用についての啓発を行います。	女性センター 学校教育課

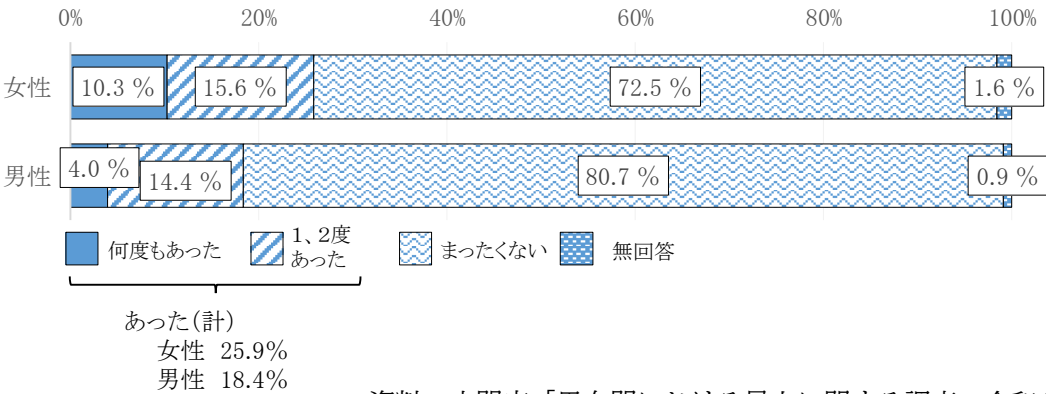
施策１２ 相談機能の充実

配偶者暴力相談支援センターと関連部署との連携を強化し、相談機能の充実を図ります。

取組項目	担当課
３０ 相談窓口の周知 相談窓口の情報について、潜在する被害者や障害のある人、外国人など、すべての人に必要な情報が届くよう、周知を進めます。	女性センター こども支援課 秘書広報課
３１ 早期発見と未然防止に向けた人材育成と資質の向上 DV被害者を早期に発見し、被害の深刻化を防ぐため、職員のDVに関する理解を深めます。また、被害者が置かれている不利な立場について理解し、必要な支援につなげるとともに、被害者に二次被害を与えないよう、資質の向上を図ります。	女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 教育センター

関連データ

配偶者からの被害経験



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」令和２年

施策１３ 被害者の安全確保と自立支援

DV被害者の救済については、被害者と同行者の安全で迅速な避難を徹底し、心身の回復と自立に向けたきめ細かなケアの実施など、被害者の状況に配慮しながら、支援を行います。

取組項目	担当課
３２ 被害者の安全確保の徹底 DV被害者の支援は、被害者と同行者の安全を迅速に確保することが必要です。相談を受けた場合は、速やかに配偶者暴力相談支援センターに連絡し、必要に応じて、警察、県婦人相談センターなどの関係機関と連携して保護などの対応を行う体制整備を進めます。	女性センター 市民課 福祉政策課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課 保健センター 学校教育課 教育センター
３３ 被害者ケアの充実 DV被害者の中には、繰り返される暴力により心身の不調を抱えて苦しむケースが多いため、医療機関と連携・協力しながら、中長期にわたるカウンセリングの実施などにより被害者のケアを図ります。	こども支援課
３４ 被害者の自立に向けた支援の充実 安全で自立した生活のために、住宅の確保、医療や年金の保険手続、住民基本台帳の閲覧制限、同伴の子どもの就学など、各種手続きや制度についての情報を提供します。また、必要に応じて助言や同行支援を行います。	市民課 福祉政策課 こども支援課 保険年金課 学校教育課

施策１４ 関係機関との連携

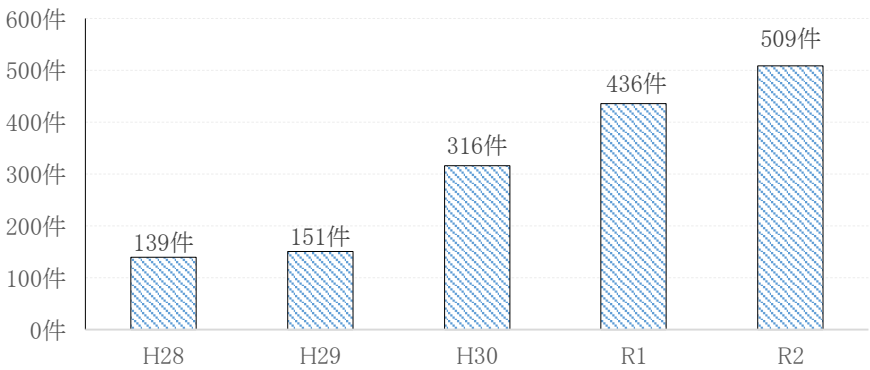
被害者の支援は、安全の確保、的確な保護、自立に向けた支援など、関係機関の連携が不可欠です。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携体制を強化します。

取組項目	担当課
３５ 庁内における連携体制の充実 DV被害者の置かれている状況に応じて、住民情報や税情報を扱う部署、福祉サービスを提供する部署および学校などとの連携を密にすることが重要です。定期的な連絡会議の開催と、職員の異動にも配慮したマニュアルの作成により、連携体制の充実を図ります。	こども支援課 ※関係課 DV対策庁内連絡会議を構成する課
３６ 県婦人相談センターや警察等との連携強化 深刻なDV被害者の避難、保護に際しては、事態の悪化を回避し被害者の安全を確保するために、県婦人相談センター、警察と連携を密にとりながら対応します。また、関係機関と定期的に連絡会議を開催するなど、連携体制を強化します。	こども支援課
３７ NPO法人や民間支援団体との連携 被害者の状況や希望する支援の内容により、民間のシェルターやNPO法人を活用することが適切で効果があると見込まれる場合があります。このため、さまざまなNPO法人や民間支援団体について日常的に情報を収集し連携を図ります。	こども支援課

取組項目	担当課
38 子ども、高齢者、障害者、外国人等への支援 被害者が、子ども、高齢者、障害者、外国人などである場合は、被害が潜在化しやすく、訴えることができない場合があります。そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心として、関係部署・機関が連携し、効果的な支援を行います。	女性センター 地域活動推進課 こども支援課 健康長寿課 障害者福祉課

関連データ

市の「女性相談・DV相談」カウンセリング相談件数
（H29以前は「女性のための相談室」として実施）



資料：こども支援課

施策１５ 困難を抱えた女性への支援

貧困、高齢、障害、民族や国籍の違いなどに加えて、女性であることでさらに複合的な困難に置かれる場合が多いことに留意し、男女共同参画の視点から問題の所在を明らかにし、中長期的な視野に立った支援を行います。

取組項目	担当課
３９ シングルマザーへの支援 母子家庭はさまざまな困難を抱えています。孤立に追い込まれ、支援を求めにくくなっているケースも多くあります。このような状況に配慮し、相談しやすい環境整備と各種制度の利用に向けた情報提供を充実します。また、自立・就労に向けた支援を行います。	女性センター 福祉政策課 こども支援課 産業振興課
４０ 高齢の女性への支援 高齢の女性は、夫を亡くし年金の減額などから困窮状態に追い込まれるケースや、加齢により家事などの役割を担えなくなったことで家族から虐待を受けるケースなど、困難な状況に陥りやすいケースが多くあります。このような状況に配慮し、生活への適切な支援を行います。	健康長寿課

関連データ

市の高等職業訓練促進給付金支給事業を活用した方の状況

(人)

	H29	H30	R1	R2
高等職業訓練促進給付金受給者	8	12	10	9
自立支援教育訓練給付金受給者	3	2	4	4
上記を活用し、資格を取得した人数	3	3	3	5

資料：こども支援課

取組項目	担当課
4 1 障害のある女性への支援 障害のある女性は、社会的・経済的活動の参画率が非常に低く、障害による性と生殖否定の差別、性虐待を受けやすい状況にあります。このような実態に配慮し、問題解消に向けた啓発や相談機能の充実などの支援を拡大します。 4 2 外国人女性への支援 外国人は、言語や文化、価値観の違いなどから、地域での差別や孤立につながる場合があります。また、女性であることで経済的な格差を背景としたDVや性的搾取の被害者となるケースが多くなっています。このような状況に配慮し、民族や国籍の違いに基づく偏見や差別を解消するための人権教育を徹底するとともに、関係団体・機関との連携による相談・支援体制を充実します。 4 3 生活に困窮する女性への支援（新規） 経済的な理由などにより、生理用品を買う余裕がない状況にまで追い込まれる、いわゆる「生理の貧困」がクローズアップされています。これは、生理について話しづらいと考える心理的な問題も併せ持っており、すべての女性が抱える社会的な課題として捉え、支援体制を整えます。	女性センター 障害者福祉課 女性センター 総務人権推進課 地域活動推進課 学校教育課 女性センター 福祉政策課

施策１６ 生涯を通じた女性の健康支援

生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送れるよう、性に関する正確な知識や妊娠・出産の可能性のある女性にとって重要な権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」の啓発を推進します。また、ライフステージに応じた健（検）診等を通じた疾病予防対策を充実します。

取組項目	担当課
４４ それぞれの性を尊重し命を大切にするための教育の推進 自分を大切にし、相手を尊重した性教育を行います。特に妊娠・出産が、女性のライフ・プランに大きく影響することを踏まえ、性感染症や避妊など、性に関する正確な知識を伝えます。また、性の多様性に配慮した人権教育により、性的少数者や自分の性に違和感を持つ人への差別や偏見の解消を進めます。	女性センター 保健センター 学校教育課
４５ 思春期の心と身体 の健康支援 若年女性の望まない妊娠や性感染症を防止し、性犯罪や薬物犯罪等に巻き込まれないための啓発を行います。また、心と身体 の健康に関する悩みを抱えた人に必要な情報が届くよう、相談窓口の周知を進めます。	女性センター 保健センター 教育センター

関連データ

市の「にんしんＳＯＳ鶴ヶ島」相談件数

令和２年度 のべ４８件

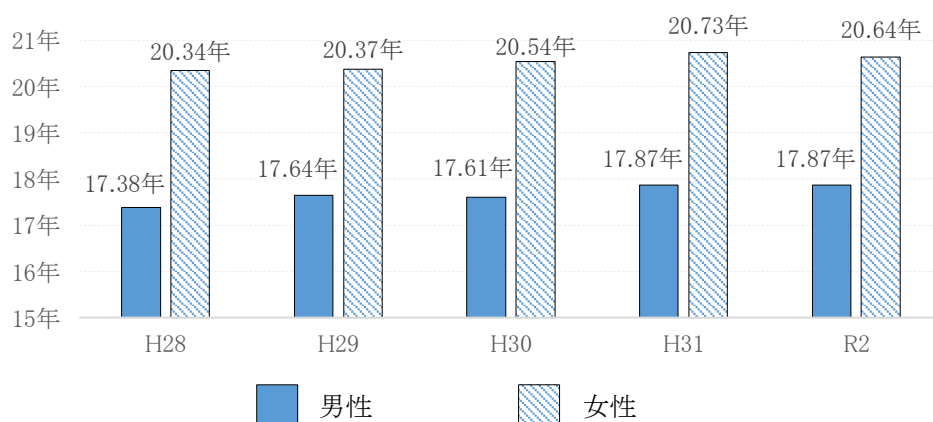
資料：保健センター

※市では、令和２年１月に、思いがけない妊娠により戸惑いや悩みを抱えている市民の方の相談窓口として、専用ダイヤル・メール「にんしんＳＯＳ鶴ヶ島」を開設しました。保健師・助産師が、妊娠・出産に関してどうしてよいかわからない方や、その家族の相談に無料で応じています。

取組項目	担当課
4 6 安心して妊娠・出産・子育てできる環境の整備 母子の健康を確保するための妊婦健診を充実するとともに、父母ともに参加できる両親学級などの開催により、安心して出産を迎えられるようにします。また、乳幼児健診や赤ちゃんの全戸訪問などの際は、虐待やDVにつながる予兆や痕跡に注意を払いながら、適切に相談に応じ保健指導を行います。	保健センター
4 7 女性特有の健康問題への支援 子宮がんや乳がん、老年期の女性に多い骨粗しょう症など、女性特有の疾病の予防、早期発見のための健（検）診を充実します。また、閉経に伴う更年期の健康問題、不定愁訴に関する相談や情報提供により支援を推進します。さらに、地域における健康づくりの体制を整えます。	保健センター

関連データ

市の65歳からの健康寿命



資料：健康長寿課（埼玉県衛生研究所）

施策１７ 男女共同参画の視点からの防犯・防災対策の充実

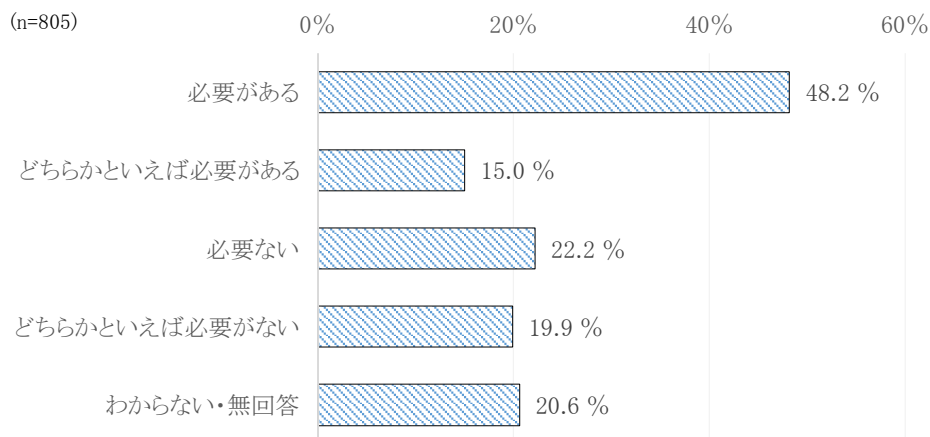
性犯罪・性暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害です。その根絶に向けた啓発と被害者支援を推進します。また、地域の防災力向上を図るために、防災施策の策定過程および防災の現場への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整えます。

取組項目	担当課
４８ 性暴力の防止と被害者支援 性暴力は、人間の尊厳を踏みにじる卑劣な犯罪です。事件は潜在化しやすく、多くの被害者がＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）などにより後々まで苦しんでいます。こうした性暴力の防止に向けた啓発を図るとともに、被害にあった場合の相談先や緊急避妊の対応など、被害者の心身のケアに関する情報提供の充実を図ります。	女性センター 保健センター
４９ 男女共同参画の視点による防災対策の推進 災害時の避難所生活では、性犯罪が発生しやすいことや、性別によって役割分担に偏りが生じ、女性への負担が増すことが報告されています。防災体制の整備や災害時の避難所運営にあたっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、防災会議の女性委員の割合を増やします。また、自主防災組織との連携を図りながら、災害時における女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人、性的少数者なども含めた多様な住民のニーズを把握し、防災対策を進めます。	女性センター 安心安全推進課 健康長寿課 障害者福祉課

関連データ

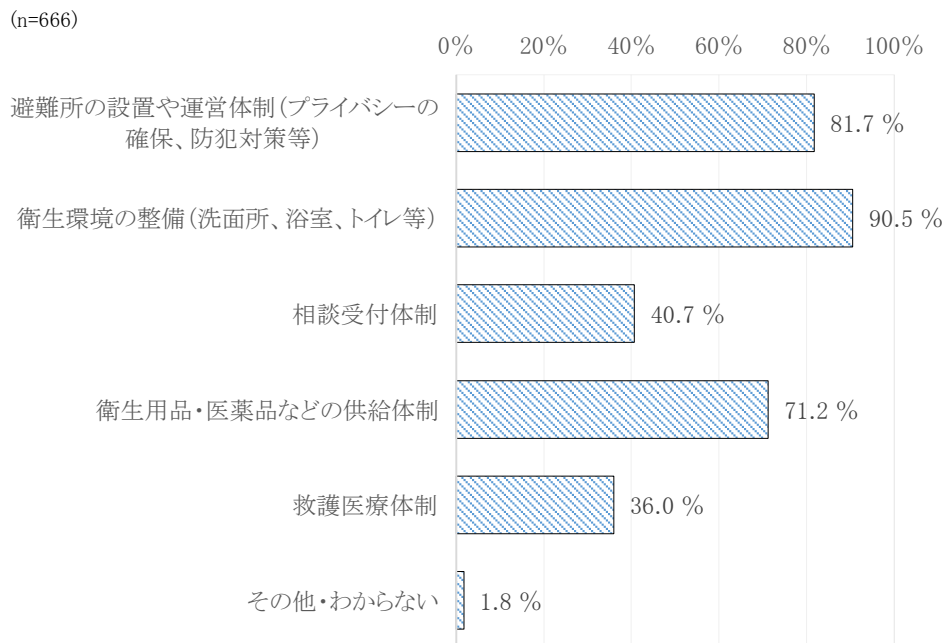
【市の意識調査結果】

《質問》防災・災害復興対策において、男女の性別等に配慮した対応が必要だと思いますか。



上記の問いに、「必要がある」「どちらかといえば必要がある」と回答した方に聞きました。

《質問》配慮が必要な取組は何だと思いますか。



資料：令和2年度鶴ヶ島市男女共同参画に関する市民意識調査

基本目標Ⅳ

男女共同参画を推進する体制の充実

施策１８ 市役所における推進体制の強化

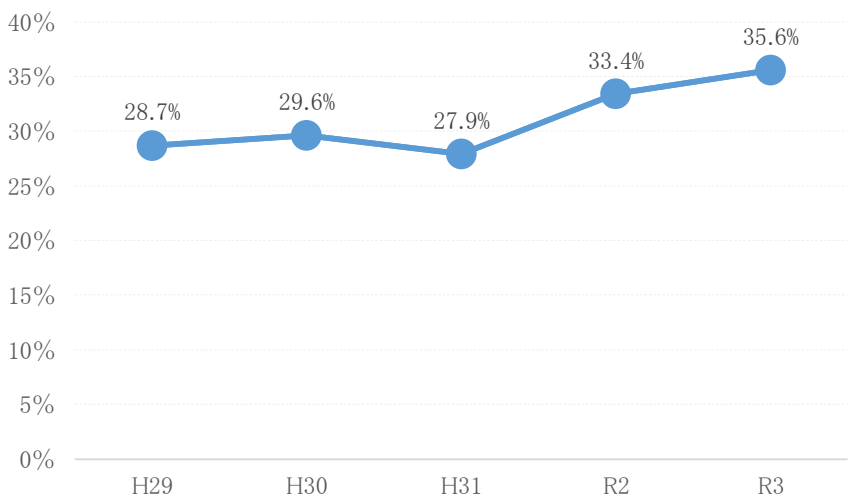
市は男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、自らの組織運営において、率先して男女共同参画を推進することとしています。このため、市の推進体制の強化に向け、職員の意識の共有、政策への男女共同参画の視点の反映、方針決定の場への女性の参画推進に取り組みます。

取組項目	担当課
５０ 職員の男女共同参画推進意識の共有 鶴ヶ島市男女共同参画庁内推進員連絡会議を設置し、女性センター、庁内推進責任者および庁内推進員が連携し、男女共同参画の推進に向けた意識の共有を図ります。	女性センター 人事課
５１ 政策の企画立案・実施の各プロセスへの男女共同参画の視点の反映 市が行うすべての政策や事業に男女共同参画の視点を取り入れるため、市民意識調査や市民コメントなどを実施し、多様な意見を反映させます。	政策推進課

取組項目	担当課
5 2 審議会等への女性登用促進 政策や方針決定の場の男女不均衡を是正するために、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の考え方に基づき、市の審議会などの委員における女性の割合を増やしていくよう、担当課への働きかけを行います。 5 3 管理職への女性職員の登用推進 市の管理職における女性の割合を増やし、政策や方針決定に男女の意見が反映されるよう改善します。また、若い女性職員が昇進意欲を持てるよう、研修や多様な職務機会の提供に努めます。 5 4 男性職員の育児・介護休暇取得の促進 超過勤務の縮減や休暇取得の促進を図り、市職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。特に、男性職員への育児・介護休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。	政策推進課 人事課 人事課

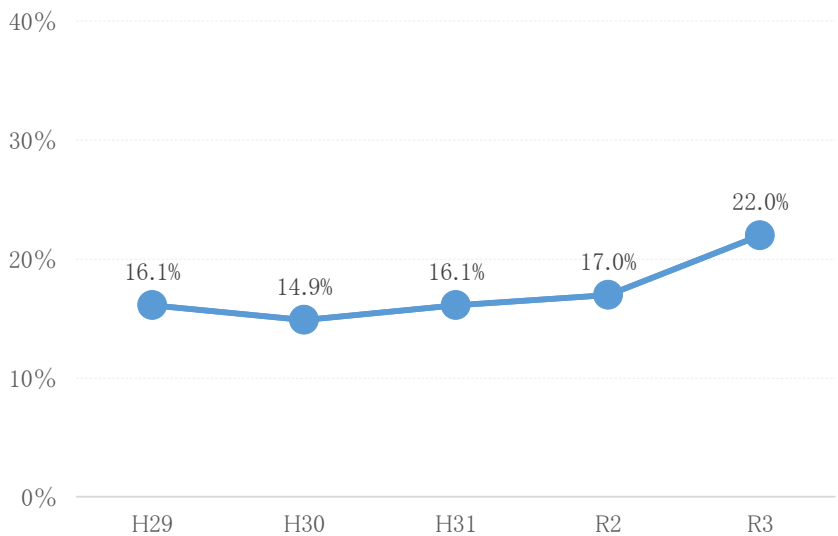
関連データ

市の審議会などの委員に占める女性の割合



資料：政策推進課（各年4月1日現在）

市職員の管理職に占める女性の割合



資料：人事課（各年4月1日現在）

施策１９　さまざまな機関との連携による推進体制の強化

これまでに連携してきた機関との関係を強化しつつ、新たな機関とも積極的に連携を図ります。

取組項目	担当課
５５ 国・県・近隣自治体との連携の推進 国・県と積極的な連携を進めるとともに、近隣自治体との情報交換を行い、地域における男女共同参画を推進します。	女性センター
５６ 大学・企業との連携の推進 協定を締結している地域の大学や企業との連携を進め、男女共同参画を推進する取組の幅と内容を広げます。	女性センター
５７ ＮＰＯ法人や市民活動団体などとの連携の推進 市内で活動するＮＰＯ法人や市民活動団体などとの連携を進め、男女共同参画推進への理解と取組を広げます。	女性センター

施策20 女性センターを拠点とした推進体制の強化

「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」および「鶴ヶ島市女性センター条例」に基づき、女性センターを拠点とし、男女共同参画を推進する体制を強化します。

取組項目	担当課
58 「鶴ヶ島市男女共同参画推進条例」に基づく取組の強化 男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するために、条例で定めた基本理念や責務を常に念頭に置き、男女共同参画社会の実現に向けた啓発やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進に取り組めます。	女性センター
59 女性リーダーを中心としたネットワークの形成 地域で活躍する女性リーダーや複数の分野のグループが連携して男女共同参画のための取組を進められるよう、ネットワークづくりを支援します。	女性センター
60 男女共同参画推進プランの進行管理の徹底 令和4年度から令和8年度までの5年間に、本市が目指す「人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまち」の実現に向けて、この第6次プランで掲げた基本目標達成のための取組の進行管理を徹底します。	女性センター